

## 第26回秋田家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

令和元年6月26日（水）午後1時30分～午後3時30分

### 2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

大隅直樹，小野寺倫子，北島学，佐藤寿美，鈴木明文，鈴木美香，土田昭彦，  
筒井崇之，綱島公彦，山本尚子，鷺谷弘子

（説明者）

山崎裁判官，菅原首席書記官，本間次席家庭裁判所調査官，佐藤家庭裁判所  
調査官

（事務局）

高橋事務局長，織田首席家庭裁判所調査官，田邊事務局次長，小園総務課長，  
武藤秋田検察審査会事務局長，小泉総務課庶務係長

### 4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）第8回秋田地・家裁合同委員会で説明した「成年後見手続き案内カード」  
についての結果報告

菅原首席書記官が，前回の地方裁判所及び家庭裁判所合同委員会の際に委員から出された意見を参考に改訂した「成年後見手続き案内カード」について，運用状況を説明し，同カードを今後も引き続き使用していくこととした旨報告した。

(5) 協議

議題「子を巡る紛争の解決に向けた家事調停充実の取組について」

ア 基調説明

佐藤家庭裁判所調査官が「子の利益を考慮した調停運営について」の説明を行い、DVD「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」の視聴を行った。

イ 意見交換

別紙の1のとおり

ウ 基調説明

佐藤家庭裁判所調査官が「面会交流事件の解決に向けた取組」の説明を行った。

エ 意見交換

別紙の2のとおり

5 次回期日及び次回議題

令和2年2月頃に地方裁判所及び家庭裁判所の合同委員会を開催する。開催日及びテーマは追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

### 意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，□は説明者の発言)

#### 1 子の利益を考慮した調停運営について（議事概要4の（5）のイ）

- ◎ 視聴してもらったDVDは作成されたばかりのもので、これから裁判所で本格的に利用していくことを考えている。質問やDVDの感想なども伺いたい。
- 離婚協議がうまくいなくて調停になった両親に見せるDVDとのことだが、裁判所の調停を利用しない夫婦など世間一般に見せてもよいのではないかと思った。
- このDVDは、夫婦二人に同時に見せて家庭裁判所調査官が説明などをするのか。
- 視聴してもらったDVDの前のバージョンのDVDでは、夫婦同席で見ってもらう場合もあったが、同席だと相手に気を遣うことがあり、個別に見てもらった方が理解しやすいことを考慮して、個別で見ってもらうことが多かった。
- このDVDの放映時間は25分であるが、DVDを使用した説明時間はどのくらいになるのか。
- 前のDVDの放映時間も同じくらいで、それに説明を加えると30分を少し超えるので、このDVDを利用する場合も同じようになると思われる。
- DVDを見たとき、居眠りをするような人はいたのか。
- なかなか気持ちが入っていかない人もいる。居眠りではないが、無表情や硬い表情の人もいる。
- 最高裁のホームページで公開されている動画を見たが、子役の演技が真に迫ってなかなか説得力があると思った。今見たDVDも良い例、悪い例が分かりやすく示されていて、良い内容だったと思う。DVDの視聴については、調停の初期の段階では夫婦ともに厳しい状況にあり、心ここにあらずの状態

であったり、目を背けたり、また、その後のいろいろな争いの中で忘れてしまうこともある。DVDの内容をそしゃくして行動に移すには時間も必要と思われる。そのため、単に調停の最初に一度に見せて終わるのではなく、何度か見せることでもよいのではないか。例えば最初に基本説明を見てもらい、もう少し進んだ段階で子供の年代別の説明部分を見てもらうなど、何度かに分けて見せて理解を浸透させ、家庭裁判所調査官などが話をする方がいいケースがあると思われる。

- DVDを見て、当事者に対し説明をして理解してもらうことは、言葉では分かりやすいが、実際に行うには当事者にとって非常に難しい内容がたくさん盛り込まれているとの印象を持った。子供のことを考えて親としてあるべき立場を理解してほしいと呼びかけているわけであるが、基本的な考えを理解したとしても、具体的な場面でその理解が出てくるかは、一度DVDを見ただけでは難しいかなと思った。そのため、DVDで伝えたいことのエッセンスを书面化して当事者に渡し、裁判所から帰った後でも見直すことができるような工夫があってもよいのではと思った。
- 調停期日に、例えば夫が欠席して妻が出席した場合、妻だけがこのDVDを見たとき、子供のためにももう少し我慢してみようとかやり直してみようと考えてしまうのではないかという不安を感じる。やはり、夫婦同席又は個別で見ってもらうにしても、両者に見てもらうことが必要と思った。
- 私も、離婚するなということにとられかねないと思った。二人が仲良く話合いをしているシーンがあるが、それができないから家庭裁判所に来ているので、前提をきちんと説明しなければならぬと思った。子供の目線に立って考えてほしいことを説明していると思うが、場合によっては気持ちを逆なでしてしまうのではないかと思った。
- DV事案や精神的に不安定な場合には、DVDを利用した説明を実施しないのは何か理由があるのか。

- 精神的に不安定な人の場合は、DVDを見たことにより余計にいろいろ考えてしまい、混乱を来たして、考えることができなくなることがある。また、DV事案の場合では、例えば子供のためとか子供に謝罪したいとか、子供を口実に相手方へ接近を図ることなどに使われることもある。そのため、これらの事案は慎重に見ていく必要がある。
  - DVといっても、保護命令が出される身体的なDVのほかに、経済的や精神的なものもある。そのため、全てのDV事案を視聴の対象から除くのではなく、例えばDVによって子供にはこのような影響を与えるということを理解してもらうなど、事案によって教育的な意味合いでこのDVDを見せてほしいと思った。
  - 調停事件の場合、DVDのように夫婦と子供が同居していることが多いのか、それとも別居していることが多いのか。
  - 同居は一定数いるが、別居している方が多い。
  - そうなると、別居している方が多いという現実に応じたDVDがあってもいいと思う。
  - ◎ 今まで出された意見を参考にして、このDVDをどのように活用していくか考えていきたいと思う。
- 2 面会交流事件の解決に向けた取組（議事概要4の（5）のエ）
- ◎ 面会交流事件は、事件数が増加しており、解決が難しい事案も増加し、審理期間も長くなっている状況である。そして、今年、重点的に取り組む事項として全国的に取り上げられている。この関係で、質問や意見等を伺いたい。
  - 監護者と監護親、親権者は違うのか。
  - 厳密に言えば違うが、子供と同居して育てていく点では同じと考えていいと思う。
  - 調停委員会はどのような人で構成されているのか。また、家庭裁判所調査官の調査結果などで裁判官が最終的な決定をするのか。

- 原則として、男女各1名の調停委員と裁判官で調停委員会を構成し、この3人で決定をすることになる。調停委員は、自薦、他薦で有識者等の中から選任され、企業を退職した人や農業の人、税理士や弁護士などの士業の人などいろいろな職種の人がいる。家庭裁判所調査官は、調停委員会から調査の指示をされて、調停事件の当事者や子供について調査をすることになる。
- 家庭裁判所調査官が子供と面会していろいろな情報を得るためには、年齢に応じていろいろな難しさがあると思うが、子供から本音を聞き出すための家庭裁判所調査官の経験や技法などはあるのか。
- 私見になるが、子供の年齢によって、的確に話せる子供もいるし、なかなか複雑な気持ちを言葉に出せない子供もいる。年齢だけではなく、性格によっても、話すことが得意な子供もいれば自分の気持ちを話せない子供もいる。やはり言葉を引き出すことは難しいなと思っている。そのため、言葉だけではなく、表情とか態度などからも子供の気持ちを推し測ることが大切と考えている。私は、まだまだ経験年数も少なく、いろいろなことを勉強していなければならぬと考えている。
- 離婚協議がこじれて調停になった場合、精神的なトラウマを負っている子供もいると思われるが、そのような子供のカウンセラーの役目も担っているのではないか。
- カウンセラー的なことをするべきか、できているかは分からないが、なかなか親に自分の気持ちを言えない子供が、家庭裁判所調査官を通して自分の気持ちや希望を言えたときは、子供のことを考慮した調停になっていくと思うので、子供の希望や意向を聞いていきたいと考えている。
- 精神的なトラウマを負った子供に家庭裁判所調査官が面会すると、更に追い打ちをかけるのではないかと心配をしていた。しかし、そのあたりを支えるようにして面会を行っていることを理解した。
- 大学1年の学生に民法の講義をしたとき、家族法部分について両親の離婚

を経験した学生からの反応が非常に大きかった。両親が離婚してから、同居していない親と親子関係があるのか否か分かっていない学生もいた。法律では夫婦は離婚すると別々になる、親子は離婚しても親子のまま、離婚するときには両親がこのようなことを取り決める、と説明すると、親の離婚を納得する学生が毎年結構いる。例えば、離婚によって夫婦の関係は解消するが、親子の関係は解消されず、親の義務はなくなるなど、法律ではこうなると説明することが離婚の受容の助けになった生徒もいた。同居していない親が養育費を払ってくれていたことで親の離婚を納得した学生もいた。

年齢のこともあるので、子供は、調査の対象の位置付けになっているが、ある程度の年齢になったときは、中立の立場の家庭裁判所調査官等からその年齢に合わせて、両親が離婚しても父母であることは変わらないことを理解してもらい説明をすると、子供も納得すると思われる。面会交流についても子供自身の幸せのために行うことを、中立の立場の家庭裁判所調査官等から説明してもらった方が、子供も受け入れやすいと思う。

事案にもよるが、子供も説明を受ける主体と位置付けて、離婚の結果を伝えていくプロセスがあると、子供も受け入れやすいと思われる。

- 調査で子供に会うときは、事前に親から説明をしてもらい、会った最初でどういう状況だからこういうことを聞きたいという目的のようなことを子供の年齢に合わせて説明している。大きな子供でなくても、例えば、小学校中学年の子供でも、この説明をすると、ある程度理解して対応をしてくれている。子供であっても、状況を説明するのが大事だと常々思っている。
- 家庭裁判所調査官は、県内に約10人と人数が少なく、多忙なのは十分承知しているが、調停で決められたことが守られなくなり、経済的又は精神的に不安定となったり、子供の問題を抱えたりしたことなどで、児童虐待や引きこもりなどにつながりかねないリスクがあるので、福祉の方につながりやすくなるように、調停が終了したときに家庭裁判所調査官からひとり親制度

を活用できることを案内してほしい。

□ 福祉につなげることは大事なことだと思う。家庭裁判所調査官は、全調停事件に関わるわけではないので、調停委員にもつなげてもらうことも考えていく必要があると思う。

○ 試行的面会交流は、何回くらい行うことができるのか。子供もしばらく会っていない人とはすぐに遊べるわけではないので、何回か行った方が様子をじっくり見ることができると考えている。また、試行的面会交流は、裁判所にある児童室だけで行うことを考えているのか。他の場所を考えてもらうことはできないのか。

□ 回数に制約があるわけではなく、必要があれば、回数を重ねていくことになる。なかなかきっかけがつかめず1回でうまくいかない場合は、2回、3回と行うケースはあると思う。

場所は、裁判所内の児童室が多いが、裁判所外で行うこともある。例えば、市役所の親子交流のスペースや駅近くの商業ビル内の公共の施設を利用して家庭裁判所調査官が立ち会って行ったことがあり、裁判所でなければならぬということではない。試行的面会交流を行うにあたって一番考えなければならぬのは子供の安全で、その場所でそれが確保できるかが重要なポイントになる。安全で安心に行うことができることが大事だと思われる。

○ 小さい子供だと裁判所の児童室でも十分に遊べるが、少し年齢の高い子供では物足りなく手持無沙汰のような状態になると思っていた。子供の年齢や親の意向に応じて、調査を行ってもらえるということで理解してよいか。

□ 両方の親が必ずしも同じ意向でない場合がある。また、家庭裁判所調査官が子供と面接した結果、親の意向と異なる方法をとる場合もあるので、親の意向に応じられないときもある。面会交流は、子供のことを考えて行うことが優先されるので、子供がどうしたいかを考えながら行っていくことになると思われる。



【全体終了】